平成２１年（フ）第５８４号
長崎県長崎市八つ尾町５番３―801号、旧住所長崎県長崎市白木町３番14号
債務者　徳永　浩治
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
長崎県長崎市三原１丁目５番25号　フラワーベル田中101
債務者　酒井　康行
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０１号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｃ棟603号
債務者　平吉　知佳
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０５号
札幌市西区西町南２丁目４番15―202号
債務者　井下　健治
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５１３号
札幌市中央区南19条西９丁目２番37号　ラ・カサ・グリース19―403号
債務者　保木　純子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５１号
札幌市北区太平11条４丁目９番３―305号
債務者　宮崎　真見
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９６号
北海道石狩市緑ケ原１丁目20番地
債務者　佐藤　宣彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９８号
北海道江別市大麻泉町９番地の23　学園前ハウス
債務者　高橋　信二
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０４号
札幌市北区麻生町５丁目６番13号　創菱マンション４階401号
債務者　煙山　　伸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７０５号
札幌市北区麻生町５丁目６番13号　創菱マンション４階401号
債務者　藤峯　明子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２１号
札幌市東区北33条東５丁目２番６号　コーポ澤田201号
債務者　大川　義弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７７２号
札幌市白石区東札幌２条４丁目11番29号
債務者　足利　秀資
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８２号
北海道江別市新栄台72番地の19
債務者　岡崎　香織
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８１６号
札幌市白石区本郷通１丁目南３番27―103号
債務者　森本　拓也
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２７号
札幌市北区麻生町２丁目２番15号　スカイパーク麻生Ｖ―303号
債務者　鈴木　　篤
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８３６号
札幌市南区川沿７条４丁目２番16号
債務者　相原加寿美（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５５号
札幌市西区宮の沢３条３丁目19番４―301号
債務者　川又　　充
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８５８号
札幌市北区新琴似11条１丁目６番５号　コーポ11―203号
債務者　金内　秀幸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部